

下野市森林整備計画



天平の丘公園内平地林

計画期間

自	令和	4年	4月	1日
至	令和14年	3月31日		

栃木県

下野市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止 又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の種類別の標準的な方法	14
3	間伐及び保育の基準	14
4	その他必要な事項	15
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	16
3	その他必要な事項	16

第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林経営管理制度の活用に関する事項	17
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	17
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
第8	その他必要な事項	17
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	18
2	その他必要な事項	18
第2	森林病虫害の駆除及び予防、 火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	18
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	18
3	林野火災の予防の方法	18
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	18
5	その他必要な事項	19
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	19
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	19
2	生活環境の整備に関する事項	19
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	19
4	森林の総合利用の推進に関する事項	20
5	住民参加による森林の整備に関する事項	20
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	21
7	その他必要な事項	21

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、栃木県中南部に位置し、総面積は7,459haで、そのうち森林面積は4%にあたる約301haである。これらの森林は、クヌギ等の天然広葉樹林とアカマツ天然林が9割を占め、生活環境林、景観の形成林としての役割を果たしている。

本市の南西部地域にある「天平の丘公園」は、平地林の中の古墳や下野国分寺跡・国分尼寺跡を中心とした公園で、その面積は約20haであり快適環境保全や地域住民の保健文化機能等の公益的機能の発揮を通じて市民生活と深く結びついてきたところである。

また、本市の東部に位置する「三王山ふれあい公園」においても、古墳や平地林を保全・活用する公園整備を進め、ひと・歴史・自然とのふれあいの場、市民の交流の場の創出に取り組んでいる。

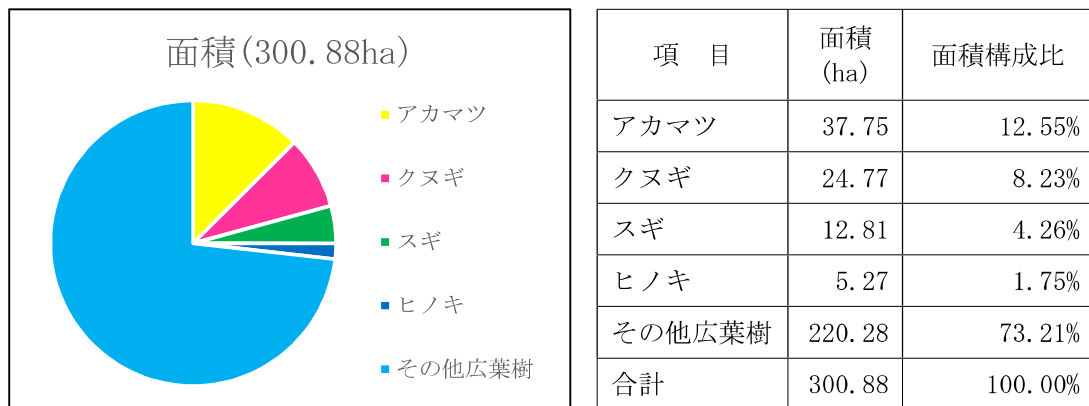
さらに、本市北部に位置する「大松山運動公園」では、スポーツ活動の拠点となるだけでなく、既存の平地林の保全・環境の保全及び自然との共生に配慮し、市民が自然とふれあいながら、楽しく過ごすことができる公園づくりに取り組んでいる。

このように市では、既存の平地林について、快適な生活環境の保全・景観形成等の公益的機能の重要性を十分認識し、良質な自然環境を後世に残すため、森林の有効活用を踏まえた施設整備を積極的に行っている。

一方、市内各地に分散している個人所有の平地林については、今後、森林所有者の高齢化や不在地主化により、適正な管理ができない平地林が増えると考えられる。

そのため、平地林の環境保全を図るうえで、地域住民参加による保全活動が必要となると考えられ、地域住民参加による自主管理組織の育成や活動を支援することにより、市と地域住民団体が連携した保全活動の展開ができるよう、取り組む必要がある。

また、地域住民参加による、個人所有の平地林の保全についても、平地林の持つ快適環境保全や保健文化機能等の公益的機能と、森林を保全していくことの重要性について、市民の理解を深めるための広報・啓発活動に取り組んでいくことも重要である。



2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能は、水源のかん養、快適な生活環境の保全、保健文化機能など公益的機能として、地域森林計画において5つの機能に定められている。

本市の森林の整備及び保全に当たっては、市内森林の有する諸機能を発揮させるため、下記の快適環境保全、保健文化の各機能について、健全な森林の維持造成を推進することとする。

なお、これらの公益的機能の区域・森林施業方法についてはⅡ－第4に記載する。

【森林の有する機能と望ましい森林資源の姿】

機 能	望ましい（目指す）森林資源の姿
快適環境保全機能	・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	・自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林
文化機能	・必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	・原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林

⇒公益的機能別森林の区域、施業方法等については、Ⅱ－第4に記載する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本市の森林は、市内各地の住宅周辺に分散し市民生活に密着した平地林であり、森林の有する快適環境保全、保健文化等の機能に応じた適正な里山林の整備・保全を行う。

森林整備の推進にあたっては、市民生活に密着したふれあい場、森林浴の場、健康づくりの場、野外教育や環境教育の場、自然にふれ楽しく余暇を過ごす事ができる場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場及び都市・農村交流の場としてふさわしい姿の森林にするため、国庫及び県単補助事業等を積極的に導入するほか、地域住民参加による平地林の整備を推進することとする。

【森林の有する機能と森林の整備及び森林施業の方法】

機能	森林整備の方針
快適環境保全機能	・地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持 ・樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進 ・快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進
保健・レクリエーション機能	・地域に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進 ・保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進
文化機能	・美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進
生物多様性保全機能	・野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全の推進 ・原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全

⇒公益的機能別森林の区域、施業方法等については、Ⅱ－第4に記載する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の森林は市内各地に分散し、個人所有の平地林が大部分を占めており、林業経営の施業は実施されていない。今後、森林所有者の高齢化や不在地主化により、適正な管理ができない平地林が増えると懸念される。

そのような中、市民のニーズに応え得る多様な森林資源の整備を効率的に推進するには、森林所有者・地域住民団体・市・市造園業協会等との連携を密にし、平地林の持つ公益的機能と、森林を保全していくことの重要性について、理解を深めるための広報・啓発に取り組んでいく。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。この際、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めるものとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

地域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生 針葉樹	天然生 広葉樹	ぼう芽に よる広葉樹
全域	35 年	40 年	30 年	30 年	100 年	100 年	15 年

注) 1 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

2 「サワラ」については、「スギ」に、クヌギについては「ぼう芽による広葉樹」に準ずる。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（※）を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によるものとする。

（※更新：伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び、立木地となること）

森林整備計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、集材の方法その他必要な事項について定めるものとする。

また、伐採を行う際には森林経営計画及び伐採届出等の区域を超えて伐採（誤伐）しないよう、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。

【立木の伐採（主伐）の標準的な方法の区分、留意事項】

区 分	内 容	留意事項
皆 伐	主伐のうち、択伐以外のもの	皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位としておおむね均等な割合で行うもの	択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。 新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部課と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとする。 植栽等される下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の生育を抑制する観点から適正な林内照度を確保するため、材積に係る伐採率を30%以下とし、伐採後の造林が人工植栽による場合は40%以下とすることができる。また、法令等により制限がある場合はその範囲内で実施することとする。

【立木の伐採（主伐）の留意事項】

ア	森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、自然条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案することとする。
イ	森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めることとする。
ウ	森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。
エ	伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。
オ	林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置することとする。
カ	集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「主伐時における伐採・搬出指針の制度について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

なお、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、次表を目安として定めるものとする。

単位 径級：c m、林齢：年生

樹 種	生産材の径級目標			目安林齢
	生産目標	仕立て方法	期待径級	
ス ギ	役物：柱材	密仕立	24	50
	一般建築材	中仕立	26	50
		中仕立	32	60
	造作材	密仕立	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立	24	60
	一般建築材	中仕立	26	65
		中仕立	30	75
	造作材	密仕立	30	80

3 その他必要な事項

長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢は、以下のとおりとする。

長伐期施業の平均的伐採林齢＝（標準伐期齢×2）

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

（1）人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を定めるものとする。

なお、必要に応じて品種を定めるほか、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意することとする。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れることとする。

なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の使用を進めることとする。

【人工造林の対象樹種】

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、ケヤキ、コナラ、ブナ、サクラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても、在来の高木性の樹種であれば対象とする。

さらに、風致の維持や特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の産業振興部農政課とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

（2）人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとする。

ア 人工造林の樹所別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽することとする。

【人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数】

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
ス ギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	

- a 複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽については、上記の疎仕立てに相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。
- b 標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の産業振興部農政課とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。なお、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林に区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用するものとする。

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地ごしらえの方法、植付けの方法、その他必要な事項について定めることとする。

【その他人工造林の方法】

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽の支障にならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋地ごしらえ等の方法も検討するものとする。
植付けの方法	気象その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させるため、低コスト造林に資する伐採と植栽を同時に行う一貫型施業を進める。

なお、一貫型施業以外の場合の期間については以下のとおり定める。

【伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針】

区 分	植栽によらなければ的確な更新が困難な森林	植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の森林
皆 伐	2 年以内	2 年以内
択 伐	5 年以内	5 年以内

※択伐は伐採率が40%を超えないものに限る。また、上記年数は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算した年数とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、下記の天然更新完了基準により森林の確実な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）を定めるものとする。

【天然更新の対象樹種】

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	アカマツ、クヌギ、ケヤキ コナラ、ブナ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても、在来の高木性の樹種であれば対象とする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、ケヤキ、コナラ	

(2) 天然更新の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を定めるとと

もに、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきこととする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈（概ね50cm程度とする）については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本
アカマツ、コナラ、クヌギ類	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法	
下種更新の補助作業	地表処理	地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
	刈出し	刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
	植込み	土壌の乾燥などにより、発芽・生長が阻害されるおそれがある場合には、低木や林床植生を部分的に残置し、下種後には必要に応じて落葉などを散布することとする。また、目的樹種が成立しない箇所には補植することとする。
	その他	目的樹種の生長の妨げとなる草本やササのほか、不要木が発生してきた場合には、早めに除去することとする。
ぼう芽更新の補助作業	芽かき	ぼう芽の優劣が明らかとなる3～4年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数2～4本を目安として、ぼう芽整理を行い、更新の不十分な箇所には、植え込みを行うこととする。
	その他	目的樹種の生長の妨げとなる草本やササのほか、不要木が発生してきた場合には、早めに除去することとする。

ウ その他天然更新の方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法を下記のとおり定めるとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図ることとする。

【天然更新完了基準】

更新完了の確認方法については、概ね草丈（概ね50cm）以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とし、確認を行うものとする。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内を目安とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

天然更新が期待できない森林については、原則としてスギ・ヒノキ等人工針葉樹の区域とするが、必要に応じて以下の森林を含めることとし、植栽により確実な更新を図るものとする。

【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】

森林の種類	備 考
● 種子を供給する母樹が存在しない森林	伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して、人工造林は2年以上、天然更新は5年以上が経過して、かつ更新が完了していない森林については、造林未済地として適切に措置を行うものとする。
● 天然稚樹の育成が期待できない森林	
● 林床や地表の状況、病虫獣などの被害状況から天然更新が期待できない森林	
● 面積の大きな針葉樹林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林	
● 現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

(1) 造林に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)の【人工造林の対象樹種】による。

イ 天然更新の場合

2の(1)の【天然更新の対象樹種】による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めるものとする。

【生育し得る最大の立木本数として想定される本数】

樹 種	生育し得る最大の立木本数として 想定される本数
アカマツ、コナラ、クスギ類	10,000本/ha

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次により定めるものとする。

【標準的な間伐の実施時期と回数】

樹 種	生産目標	仕立・本数	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)							主伐 (目安)
			初回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	
ス ギ	役物：柱材	密・4,000	16	22	28	35	43			50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41				50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41	50			60
	造作材	密・4,000	16	22	28	35	43	54	66	80
	一般座	疎・2,000	25	33	41					50
ヒノキ	役物：柱材	密・4,000	18	24	30	40	50			60
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55			65
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55	65		75
	造作材	密・4,000	18	24	30	42	54	67		80

標準的な方法	備 考
(ア) 間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木の除去を目的として行う。収入間伐では形質の良い木についても選定の対象とする場合がある。 (イ) 間伐率は、おおむね20～35%とする。(保育間伐では低率、収入間伐では高率) なお、材積に係る伐採率が35%以下、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。 (ウ) 間伐により適度な下層植生を有する林分構造が維持されるよう努める。 (エ) 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め作業コストの低減を図るものとする。	この基準は一般的な目安を示したものであり、実行にあたっては、個々の森林の育成状況に応じて適機にかつ的確に行い、林木の健全な育成を促進するものとする。

(オ) 新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は林務担当部課と協議の上、適切な間伐率等を実施するものとする。	
--	--

【平均的な間伐の実施時期の間隔】

区 分	平均的な間伐の実施時期の間隔	備 考
標準伐期齢未満	10年	この基準は一般的な目安を示したものであり、個々の森林の育成状況や過去の施業の実情に応じて適機にかつ的確に行い、林木の健全な育成を促進するものとする。
標準伐期齢以上	15年	

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、次により定めるものとする。

ア 保育の種類は、原則として下刈り、つる切り、除伐及び枝打ちとし、必要に応じてその他の保育についても定めるものとする。

イ 保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育の方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定めるものとする。

【保育の種類別の標準的な方法】

保育の種類	標準的な林齢及び方法	備 考
下刈り	林齢：1～7年生程度 (必要に応じて延長) 下刈りは、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により実施するものとする。	この基準は一般的な目安を示したものであり、実行にあたっては個々の森林の育成状況に応じて適機にかつ的確

つる切り	林齢：１０年生前後（回数適宜） つる切は下刈終了後早期に実施するものとする。	確に行い、林木の健全な育成を促進するものとする。
除 伐	林齢：１２年生前後（回数適宜） 除伐においては、目的外樹種であっても、生育状況や公益的機能の発揮、将来の利用価値を勘案して保存・育成するものとする。	
枝打ち	無節高品質材生産の場合等に必要に応じ実施するものとする。	

３ 間伐及び保育の基準

（１）間伐

間伐が十分に実施されていない人工林については、風雪害に留意して間伐を実施する。

（２）下刈り

雑草木の繁茂が著しくみられる人工林については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じて実施する。

（３）つる切り

つる類に繁茂の著しい箇所については、必要に応じて実施する。

４ その他必要な事項

該当なし

第４ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１ 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法についてはⅠ－２森林整備の基本方針【森林の有する機能と森林の整備及び保全の基本方針及び森林施業の方法】に基づき、以下のとおりとする。

また、当該森林の区域を別表１に、森林施業を推進すべき森林の区域を別表２に定めるものとする。

【公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林】

区分 ゾーニング	対象とすべき森林	森林施業の方法
快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林	市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林等	森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。
保健文化機能の維持増進を図る森林	市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等	これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

該当なし

3 その他必要な事項

該当なし

【別表1】

区 分		森林の区域	面積(ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森	市内全域	239.80

健全文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林施業を推進すべき森林		
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市内全域	61.08

※上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表 2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	市内全域	300.88

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林経営管理制度の活用に関する事項

現在管理がされていない市内の森林について、荒廃の程度や周辺への影響が大きい森林を優先的に森林所有者の意向も踏まえ経営管理権の設定を行っていく。その森林を、森林経営管理制度を活用し、快適環境形成の機能を発揮できる森林となるように間伐等適切な施業を実施していく。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

第8 その他必要な事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
設定なし
- 2 その他必要な事項
該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策については、松くい等の森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見に努めることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

本市における松くい虫の被害依然として発生している。今後はいかに効率的に貴重な松林を保全するのにかかり、被害対策（予防措置・駆除措置・樹種転換）を県と連携を進めて、計画的に実施することにより、被害地域の拡大防止に努めていく。

また、地域住民に対し、今まで希薄であった共有財産としての松林の価値を再確認して、多くの住民に関心を持ってもらうよう啓発活動を積極的に行い、地域と一体となった健全な松林の育成に努めることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

現在のところ鳥獣による被害の発生はないが、県や関係機関及び地域住民との協力により野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとする。

3 林野火災の予防の方法

災害から森林を守るため、防火線の配置、消防等関係機関と調整を行い森林の保全管理体制の整備拡張に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

下野市火入れに関する条例に基づき実施する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし

(2) その他
該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するにあたり、次に掲げる事項について適切に計画することとする。また、これによらない場合等においては、別途、国が定める要領等で定めるものとする。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (3) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林の保護に関する事項

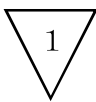
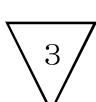
2 生活環境の整備に関する事項
該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

- (1) 施設の名称・・・下記整備計画のとおり
- (2) 位置・・・・・・・・整備計画概要図のとおり
- (3) 規模・・・・・・・・下記整備計画のとおり

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)		(将来)		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
天平の丘公園周辺	国分寺地区	約 27ha	国分寺地区	約 27ha	
三王山ふれあい公園	三王山地区	全体 10.4ha	三王山地区	全体 10.4ha	
大松山運動公園	大松山地区	全体 14.2ha	大松山地区	全体 14.2ha	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による森林整備に関する事項

本市では市内の自然を大切にし、後世に残すためのボランティア団体「下野市平地林を美しくする会」が組織されており、主に平地林の清掃等に市民約 2,000 名が参加する活動を展開している。

また、ボランティア団体「下野市自然に親しむ会」が薬師寺地内の平地林の整備、さらに「児山城址守り隊」が下古山の児山城址に隣接する平地林の整備を行っており、自然とふれあう環境教育の場としての活用を目指した活動を展開している。

今後は、小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育み、森林の育成等への積極的な参加を促し、また、既存ボランティア団体との協力により、緑化及び森林活用事業のより一層の充実を図ることとする。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者に対して順次、意向調査を実施し、経営管理権の設定を進め、事業の円滑な執行を図る。

7 その他必要な事項

(1) 公共施設の木造化、木質化に関する事項

木材利用を促進するため、木の良さの普及啓発を推進するとともに、「下野市公共建築物における木材の利用促進に関する方針」又、平成29年に制定された「栃木県県産木材利用促進条例（とちぎ木づかい条例）」に基づき、地域材の利用促進に努めることとする。